

証券コード 8742
2019年6月7日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目15番7号

株式会社 小林洋行

代表取締役社長 細 金 成 光

第72回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。

さて、当社第72回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月26日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月27日（木曜日）午前10時
 2. 場 所 東京都墨田区横網一丁目6番1号
KFCビル（3階 KFC Hall Annex）
（国際ファッションセンター）
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第72期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第72期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.kobayashiyoko.com/>）に掲載させていただきます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.kobayashiyoko.com/>）に掲載しておりますので、本提供書面には記載しておりません。

①連結計算書類の連結注記表

②計算書類の個別注記表

なお、本招集ご通知の提供書面に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

(提供書面)

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

(経済環境)

当連結会計年度におけるわが国経済は、各種政策の効果により雇用情勢や所得環境の改善が続くなか、景気は一部に弱さがみられるものの緩やかな回復基調で推移しました。一方で、米中貿易摩擦の動向、欧州諸国の政局不安や中国経済の成長鈍化が海外景気の下振れリスクと懸念され、その影響が日経平均や円相場を不安定にさせる要因となるなど、先行きは引き続き不透明な状況にあります。

(経営環境)

当社グループの主たる事業である投資・金融サービス業においては、前半は、米国の好景気や利上げ継続、ドル高等といった弱材料でCOMEX金が大幅に急落したことを受け、国内市場の主力商品である金も、期先で4,500円台から4,600円台のレンジ相場で推移していましたが、8月16日には4,112円(期先)まで下落しました。後半は、株式市場や為替市場が不安定になるなか、安全資産の投資先として金を買われたことに加え、FRBが利上げに慎重な姿勢を見せたことから、金価格が押し上げられ、2月20日には4,789円(期先)を付けました。しかしながら、国内の商品市場は依然厳しい環境下にあり、貴金属市場も低調に推移した結果、売買高は27,952千枚(前連結会計年度比19.1%減)となり、国内商品取引所の総売買高は、42,616千枚(同17.1%減)と減少しました。また、国内の株式市場においては、前半は国内企業の好調な決算発表や堅調な米国景気を背景に円安ドル高に進行したため、日経平均株価は10月2日に24,448円7銭を付けました。一方で後半は長引く米中貿易摩擦の影響が世界経済の足かせとなることが懸念され、12月26日には一時19,000円を割り込む場面もありました。2019年に入ると、アップル社が業績見通しを下方修正した影響で米国株式市場が急落し、円相場も急騰したため、20,000円割れのスタートとなりましたが、その後は米国の利上げ停止の観測から日経平均株価も持ち直し、

期末には21,000円台を回復しました。

生活・環境事業においては、電気料金の削減や既設照明器具の製造中止などがLED照明へのリニューアル需要の追い風となりました。また、国内の生損保市場は、生保は社会保障制度に対する不安や高度先進医療の費用負担への備えの必要性等を背景に、医療保険や介護保険といった第三分野商品へのニーズが拡大しました。損保は新種保険市場が引き続き拡大しましたが、自動車保険料率の引下げの影響で成長は鈍化しました。

これらの事業以外においては、ゴルフ場は、天候により来場者数が左右されるなか、人件費の高騰などが収益を圧迫する要因となり、引き続き厳しい事業環境となりました。不動産業では、外国人観光客数は、増加率は鈍化しているものの3千万人を超え、都市圏を中心にホテル業はその恩恵を受けました。また、賃貸用マンションは、東京中心に需要が伸びているものの供給過多の影響で空室率は増加しました。

(業績)

このような事業環境のもと、投資・金融サービス業においては、株式会社フジトミの主力である商品先物取引の受取手数料は710百万円(前連結会計年度比10.5%減)と減少しましたが、もう一つの柱であります金融商品取引の取引所為替証拠金取引(くりっく365)及び取引所株価指数証拠金取引(くりっく株365)は順調に売買高を伸ばしており、受取手数料は587百万円(同55.9%増)と増加した結果、投資・金融サービス業の受取手数料は1,298百万円(同10.9%増)となりました。また、自己ディーリング部門は、80百万円の売買損(前連結会計年度は53百万円の売買損)となりました。

生活・環境事業において、生命保険・損害保険事業では、募集手数料は248百万円(前連結会計年度比43.4%増)、ふくろう少額短期保険株式会社が営む少額短期保険業の保険料等収入などの営業収益は83百万円(同74.3%増)となりました。また、太陽光発電機・LED照明等の売上高201百万円(同15.0%増)や主に株式会社三新電業社が営む広告用電設資材卸売業の売上高462百万円(同9.2%減)などを加えた、生活・環境事業の営業収益は996百万円(同7.5%増)となりました。

スポーツ施設提供業においては、当社が所有するゴルフ場(ゴールデンクロスカントリークラブ)ですが、夏場は記録的な猛暑の影響で前年を大きく下回りましたが、その他のシーズンは比較的天候に恵まれたため、来場者数の増加に繋がり、売上高は455百万円(同3.0%増)となりました。

不動産業において、不動産賃貸では、当社グループが所有する賃貸用不動産は、入居率、稼働率ともに高水準で推移しており、安定した収益源となりました。また、不動産売買では、短期に収益を獲得できる案件を中心にバランスよく投資し、投資資金を最大限に活用した結果、売上高は527百万円（同14.7%減）となり、その他の事業を含めた営業収益は3,391百万円（同4.2%増）、営業総利益は2,169百万円（同9.5%増）となりました。

一方、営業費用は2,497百万円（同7.3%増）と増加したため、営業損失は327百万円（前連結会計年度は営業損失344百万円）、経常損失は283百万円（前連結会計年度は経常損失272百万円）となりました。また、投資有価証券売却益などの特別利益33百万円、投資有価証券売却損などの特別損失17百万円を計上したため、親会社株主に帰属する当期純損失は168百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失178百万円）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

a. 投資・金融サービス業

当連結会計年度の投資・金融サービス業の営業収益は1,246百万円（前連結会計年度比11.5%増）、セグメント損失は180百万円（前連結会計年度は229百万円のセグメント損失）となりました。

b. 生活・環境事業

当連結会計年度の生活・環境事業の営業収益は996百万円（前連結会計年度比7.5%増）、セグメント損失は67百万円（前連結会計年度は50百万円のセグメント損失）となりました。

c. スポーツ施設提供業

当連結会計年度のスポーツ施設提供業の営業収益は455百万円（前連結会計年度比3.0%増）、セグメント利益は25百万円（同74.7%増）となりました。

d. 不動産業

当連結会計年度の不動産業の営業収益は527百万円（同14.7%減）、セグメント利益は227百万円（同3.6%減）となりました。

e. その他

当連結会計年度のインターネット広告業などの営業収益は165百万円（同11.1%増）、セグメント利益は17百万円（同23.4%減）となりました。

(営業収益の推移)

最近2事業年度における当社グループの営業収益及びその構成比は次のとおりであります。

(単位：千円)

区 分	第 71 期 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)		第 72 期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)		
	金 額	構成比	金 額	構成比	
投資・金融サービス業		%		%	
受 取 手 数 料	商品先物取引	794,108	24.4	710,962	21.0
	金融商品取引所証拠金取引	376,894	11.6	587,682	17.3
	小 計	1,171,003	36.0	1,298,644	38.3
	商品先物取引売買損益	△53,065	△1.6	△80,832	△2.4
	そ の 他	190	0.0	28,700	0.9
	合 計	1,118,129	34.4	1,246,513	36.8
生活・環境事業					
生命保険・損害保険事業	220,923	6.8	331,504	9.8	
太陽光発電機・LED照明等の販売事業	174,900	5.4	201,186	5.9	
広告用電設資材卸売業	509,733	15.6	462,960	13.7	
映像コンテンツ配信業務	9,468	0.3	—	—	
そ の 他	12,674	0.4	1,269	0.0	
合 計	927,699	28.5	996,921	29.4	
スポーツ施設提供業	442,584	13.6	455,994	13.4	
不動産業	618,398	19.0	527,304	15.5	
その他の事業	148,653	4.5	165,128	4.9	
合 計	3,255,464	100.0	3,391,861	100.0	

- (注) 1. 千円未満は、切り捨てて表示しております。
 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 3. 生活・環境事業の映像コンテンツ配信業務は、2017年7月28日付で運営委託先に事業譲渡しております。

- ② 設備投資の状況
該当事項はありません。
- ③ 資金調達の状況
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第69期 (2016年3月期)	第70期 (2017年3月期)	第71期 (2018年3月期)	第72期 (当連結会計年度) (2019年3月期)
営 業 収 益	3,499,940千円	3,227,797千円	3,255,464千円	3,391,861千円
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	△563,637千円	△128,458千円	△178,886千円	△168,506千円
1株当たり当期純損失(△)	△59円68銭	△13円60銭	△18円94銭	△17円84銭
総 資 産	13,882,682千円	14,208,181千円	14,929,414千円	14,621,312千円
純 資 産	10,024,667千円	9,768,166千円	9,548,917千円	9,085,562千円
1株当たり純資産	911円80銭	896円97銭	888円94銭	852円53銭

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 フ ジ ト ミ	百万円 1,200	% 53.63	商品先物取引業 金融商品取引業 生命保険・損害保険の募集 太陽光発電機・LED照明等の販売事業 不動産賃貸業、宅地建物取引業
株式会社日本ゴルフ倶楽部	90	100.00 (17.64)	ゴルフ場関連事業
株式会社小林洋行コミュニケーションズ	60	100.00	インターネット広告業 コンピュータハードウェア・ソフトウェアの販売
ふくろう少額短期保険株式会社	40	99.81 (99.81)	少額短期保険業
株式会社三新電業社	30	100.00	広告用電設資材総合卸売業 LED照明等の販売事業
看板資材株式会社	0	100.00	電飾看板電気材料等のインターネット通信販売事業

- (注) 1. 百万円未満は、切り捨てて表示しております。
2. 当社の議決権比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。また()内は、間接保有割合で内数であります。
3. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループが置かれている経営環境は、厳しい環境が続いていることから、経営資源の最適な配分を図るために、グループ事業の選択・再構築を推し進めております。このような状況のもと、対処すべき課題は、次のとおりであります。

《投資・金融サービス業》

当社グループの営業総利益のうち、投資・金融サービス業による営業収益への依存度が最も高くなっていることから、当該事業の拡大が最優先課題となっております。同部門においては、総合取引所の実現に向けた体制整備や業容拡大のための営業組織の拡充に力を入れてまいります。また、幅広い投資セミナーの実施や、SNSや動画、マスメディア等を利用した情報提供を充実させ、顧客基盤の拡大と安定収益の獲得を目指してまいります。

《生活・環境事業》

保険募集業務では、生損保と少額短期保険のクロスセリングの推進に力を入れ、顧客のニーズに応じた付加価値の提供を行い、顧客満足度の向上を目指してまいります。また、LED照明等の販売及び広告用電設資材卸売業については、2020年の東京オリンピック需要やリニューアル需要が見込めるなか、最大限にシナジー効果を発揮できるよう協業体制を充実させ、収益の拡大を図ってまいります。

《スポーツ施設提供業》

スポーツ施設提供業においては、状況に応じた料金設定や、幅広いサービスの提供により利用者の満足度を向上させ、売上、来場者数の増加に繋げてまいります。

《不動産業》

不動産賃貸では、既存の賃貸物件による安定的な収益の確保に努め、不動産売買では、長期的に優良な賃貸物件等の取得も視野に入れながら、慎重かつ収益性を重視した仕入や販売を行い、リスクを分散しながらバランス良く投資してまいります。

これらの既存事業以外にも、継続的に安定した収益が期待できる事業分野に関しましては新規参入を、不採算事業に関しましてはスピーディーな撤退・再編等を含めて検討してまいります。

株主の皆様には、今後とも一層のご指導とご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

事業部門	主な事業内容
投資・金融サービス業	<ul style="list-style-type: none"> 商品先物取引業 金融商品取引業
生活・環境事業	<ul style="list-style-type: none"> 生命保険、損害保険の募集 少額短期保険業 太陽光発電機・LED照明等の販売事業 広告用電設資材卸売業
スポーツ施設提供業	<ul style="list-style-type: none"> ゴルフ場関連事業
不動産業	<ul style="list-style-type: none"> 不動産賃貸業 宅地建物取引業
その他	<ul style="list-style-type: none"> インターネット広告業 コンピュータハードウェア・ソフトウェアの販売

(6) 主要な営業所 (2019年3月31日現在)

① 当社

株式会社小林洋行	本社	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目15番7号
----------	----	----------------------

② 子会社

株式会社フジトミ	本社	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目15番5号
	支店	大阪支店 (大阪市中央区)
	営業所	福岡営業所 (福岡市中央区)
		熊本営業所 (熊本市中央区)
株式会社日本ゴルフ倶楽部	本社	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目15番5号
株式会社小林洋行コミュニケーションズ	本社	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目15番7号
	営業所	京都オフィス (京都市中京区)
ふくろう少額短期保険株式会社	本社	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目16番11号
株式会社三新電業社	本社	東京都練馬区練馬三丁目21番11号
	支店	日本橋オフィス (東京都中央区)
看板資材株式会社	本社	東京都練馬区練馬三丁目21番11号

(7) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業部門	従業員数	前連結会計年度末比増減
投資・金融サービス業	81 (3) 名	6名増 (1名減)
生活・環境事業	28 (11)	1名減 (5名増)
スポーツ施設提供業	12 (41)	4名増 (13名増)
不動産業	2 (0)	— (—)
その他	7 (2)	1名減 (—)
全社 (共通)	19 (3)	1名増 (1名減)
合計	149 (60)	9名増 (16名増)

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託・派遣社員、臨時雇用は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
5 (2) 名	— (1名減)	47.6歳	22.3年

- (注) 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託・派遣社員、臨時雇用は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	101,400千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

(訴訟)

当社の連結子会社である株式会社フジトミが受託した商品先物取引に関して3件の損害賠償請求事件が現在係争中であり、これは、当該子会社の不法行為により損害を被ったとして、当該子会社を被告として損害賠償請求を裁判所に提訴したものであり、損害賠償請求額は、32,488千円であります。これに対して当該子会社は、何ら不法行為は無かったことを主張しております。

なお、結審に至るまでは相当期間を要するものと思われ、現時点では結果を予想することは困難であります。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2019年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 27,000,000株
- ② 発行済株式の総数 10,094,644株
- ③ 株主数 17,401名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 東 京 洋 行	2,788千株	29.52%
株 式 会 社 り そ な 銀 行	463	4.90
共 和 証 券 株 式 会 社	312	3.30
細 金 英 光	283	3.00
細 金 成 光	282	2.99
トウヨウ セキュリテイス アジア リミテッド	231	2.45
内 藤 征 吾	199	2.10
細 金 千 恵 子	170	1.80
細 金 玲 子	156	1.65
山 本 時 雄	122	1.30

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示し、また、持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、自己株式を650,246株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2019年 3月 31日 現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	細 金 成 光	株式会社小林洋行コミュニケーションズ代表取締役社長 株式会社三新電業社取締役会長 看板資材株式会社取締役
常 務 取 締 役	大 丸 直 樹	株式会社三新電業社代表取締役社長 看板資材株式会社代表取締役社長 株式会社フジトミ取締役
取 締 役	渡 辺 宏	業務部長 株式会社日本ゴルフ倶楽部取締役 株式会社三新電業社監査役 株式会社小林洋行コミュニケーションズ監査役
取 締 役	瀧 澤 克 行	経営企画室長 株式会社小林洋行コミュニケーションズ取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	霞 信 彦	慶應義塾大学名誉教授 オーウイル株式会社社外取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	加 藤 周 二	株式会社マコト取締役会長 保土谷化学工業株式会社社外取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	西 田 章	西田法律事務所弁護士 西田法務研究所 株式会社ビジネスプランニングフォーラム社外監査役

- (注) 1. 取締役(監査等委員)霞 信彦氏、加藤周二氏及び西田 章氏は、社外取締役であります。
2. 当事業年度中の取締役の地位・担当及び重要な兼職の異動状況は次のとおりであります。

氏 名	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日
大 丸 直 樹	常務取締役 経営企画室長	常務取締役	2018年 6月 28日
瀧 澤 克 行	取締役	取締役 経営企画室長	2018年 6月 28日

- ・取締役瀧澤克行氏は、2018年 6月 18日付で株式会社小林洋行コミュニケーションズ取締役に就任いたしました。
3. 当社は、監査等委員の職務を補助するものとして、内部監査室を設置しており、同室が内部監査対応を担当することで監査等委員会の機能を支援することが十分可能であると判断されるため、常勤の監査等委員を選定しておりません。
4. 当社は、霞 信彦氏、加藤周二氏及び西田 章氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役（監査等委員）霞信彦氏、加藤周二氏及び西田章氏とも会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 取締役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役（監査等委員を除く。） （うち社外取締役）	4名 (0)	51百万円 (0)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3 (3)	18 (18)
合 計 （うち社外役員）	7 (3)	70 (18)

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第69回定時株主総会において年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第69回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）霞信彦氏は、慶應義塾大学名誉教授及びオーウイル株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）加藤周二氏は、株式会社マコトの取締役会長及び保土谷化学工業株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）西田章氏は、西田法律事務所弁護士、西田法務研究所及び株式会社ビジネスプランニングフォーラムの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

- ロ. 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係
該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取締役（監査等委員） 霞 信 彦	当事業年度に開催された取締役会11回のうち11回に出席し、また、監査等委員会11回のうち11回に出席いたしました。長年にわたり大学・研究機関において、法務の研究に取り組み、その経験を通じて培った高い専門家としての学識・経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、当社のコンプライアンス並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 加 藤 周 二	当事業年度に開催された取締役会11回のうち11回に出席し、また、監査等委員会11回のうち11回に出席いたしました。通商産業省（現経済産業省）及び企業役員としての豊富な経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、当社のコンプライアンス並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 西 田 章	当事業年度に開催された取締役会11回のうち11回に出席し、また、監査等委員会11回のうち11回に出席いたしました。長年にわたる弁護士としての豊富な経験と法律やコンプライアンスに関する専門知識により、経営から独立した客観的な立場で、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、当社のコンプライアンス並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 至誠清新監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15

- (注) 1. 当社子会社の株式会社フジトミは、明治アーク監査法人が会計監査人となっております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。なお、監査等委員会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任もしくは不再任の決定を行います。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と至誠清新監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款第35条に設けておりますが、責任限定契約は締結しておりません。

(5)-1 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当社の業務並びに当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について決議した事項は、次のとおりであります。

- I 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社及び当社グループの全役職員は、法令並びに社会の構成員として企業人、社会人に求められる倫理や価値に基づき誠実に行動し、公正適正な経営を実現する。
 - (2) 取締役会は、取締役会規程によりその適切な運営が確保されている。取締役会は毎月1回開催することを原則とし、必要に応じて随時開催している。取締役会により取締役間の意思疎通を図り、また、相互に業務執行を監督するとともに、必要に応じて外部の専門家を起用することで、法令・定款違反行為の発生を未然に防止する体制を構築している。

取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合には、直ちに監査等委員会及び取締役会に報告し、その是正を図ることとしている。
 - (3) 当社は監査等委員会設置会社であり、取締役の職務執行は、監査等委員会の定める監査の方針及び分担に従い、監査対象としている。
- II 業務の適正を確保するための体制
 - (1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 取締役の職務の執行に係る情報は文書または電磁的記録により管理、保存する体制としている。
 - ② 文書の保存期間その他の管理は文書管理規程に、電磁的記録の保存その他管理は情報資産管理規則により行う体制としている。
 - (2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクの管理については、迅速かつ的確に対応すべくリスク管理規程及び事業継続計画を整備し、事業の継続を確保するための体制を構築している。
 - (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、原則として月1回取締役会を開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催している。
 - ② 会社の業務執行に関わる重要事項は、事前に常務会において検討、審議のうえ取締役会において執行決定を行う体制としている。
 - ③ 取締役会の決定に基づく業務執行は、組織規程、業務分掌規程により、責任者及び権限の詳細について定めることとしている。

(4) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス規程及び倫理綱領を定めている。

② 法令及び社会倫理の遵守並びに内部監査のための体制として社長直轄の組織となる内部監査室を置き、次の業務を行う。

イ. コンプライアンス体制の整備及び維持のための調査を行う。その結果に基づき、必要に応じて各担当部署にて規則、ガイドラインの策定、研修の実施を行う。

ロ. 内部監査部門として業務の執行状況が定められた規程その他の基準に適合しているかどうかを定期的に監査し、結果について社長に報告するとともに執行部門にも還元し、業務執行の精度向上を図る。

③ 取締役は当社における重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査等委員会及び取締役会に報告し、是正を図る体制としている。

④ 法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、内部監査室を受領者とする社内通報窓口を設け、内部通報制度に基づいてその運用を行っている。

(5) 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① グループ会社における業務の適正並びに子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び同社の定款に適合することを確保するため、当社の役員が各会社役員等として関与し、各会社の業務執行の適正性を確保する体制としている。また、内部監査室は子会社の内部統制監査を実施して、リスク管理体制の有効性について評価し、その改善を図ることとしている。

② 子会社の経営意思を尊重しつつ、重要事項は関係会社管理規程に基づき当社に報告を求める体制としている。また、子会社との定期的な情報交換の場を設けて、問題意識の共有化並びに対応についての効率化を確保する体制としている。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項並びに監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する実効性の確保に関する事項

① 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会は監査等委員会と協議の上、補助すべき使用人を指名する体制としている。監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かないこととしている。

- ② 指名された使用人への指揮権は監査等委員会に移譲し、取締役会の指揮命令は受けないものとする体制としている。また、当該使用人が他部署の職務を兼任する場合には、監査等委員会の指示を最優先して従事しなければならない。
- (7) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、その他の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査等委員は取締役会において取締役から重要な報告を受ける体制としている。また、必要に応じて業務執行に係る重要な事項について、取締役及び使用人に対して説明を求める体制としている。
- ② 「監査等委員会規程」及び「監査等委員会監査基準」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保する体制としている。
- ③ 内部監査室及び会計監査人と密接な連携を保っており、それぞれの監査の結果が報告される体制により、自らの監査成果の達成を図る体制としている。
- ④ 当社及び子会社の取締役等及び使用人等は、内部通報制度を利用して、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を社内通報窓口に通報できる体制になっており、通報内容は当社の監査等委員会または子会社の監査役に適時報告される。通報または監査等委員会へ報告した者が当該行為を理由に不利な取扱いがされないよう、内部通報規程に基づき、通報者を保護する体制としている。
- (8) 監査費用等の処理に係る方針
監査等委員より監査費用の前払いまたは償還等の請求があった場合には、その職務の効率性及び適正性に留意し、監査業務に支障がないよう速やかに当該費用または債務を処理する。
- (9) 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社及び当社の子会社からなる企業集団は、財務報告に係る内部統制の基本方針に基づき、正確で信頼性のある財務報告を行う体制としている。
- (10) 反社会的勢力排除に向けた体制
- ① 当社は、役職員が業務を遂行する上での基本原則である倫理綱領に基づき、市民生活の秩序や安全に脅威を与え、企業の健全な事業活動を妨げる反社会的勢力との取引その他一切の関係を遮断し、反社会的勢力から不当な要求等を受けた場合には、組織全体として毅然とした態度で対応している。
- ② 倫理綱領に則り、反社会的勢力排除の統括管理部門である業務部の主導のもと、研修等の実施を通じて役職員へ周知させ、反社会的勢力との関係断絶に対する意識の向上に努める。
- ③ 反社会的勢力排除に向け、平素から警察や弁護士等の外部専門機関との連携を密にして情報交換を行い、迅速に対応できる体制を構築している。

(5)-2 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記業務の適正を確保するための体制に関して、「内部統制システムの構築の基本方針」に基づき、体制の整備及びその運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は次のとおりです。

(1) 取締役の職務執行について

取締役会は、監査等委員3名を含む取締役7名で構成されております。当事業年度は、11回開催しており、各議案や各報告について、審議、業務執行の状況等の監督や相互間の意見交換を行っております。

(2) 使用人の職務執行について

コンプライアンス体制の基礎として、「コンプライアンス規程」及び「倫理綱領」を定めており、使用人には、入社時に「倫理綱領」を配布し、法令遵守を周知徹底しております。また、社長直轄である「内部監査室」を設け、「内部監査実施要項」に基づき、各部門を定期的に監査しております。

法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、内部監査室を受領者とする社内通報窓口を設けております。また、外部窓口として顧問弁護士に依頼し報告を受けております。「内部通報制度規程」に基づき、内部監査室が運用を行い、その運用状況については適時取締役会に報告しております。

(3) 当社グループにおける業務の適正を確保する取組みについて

当社グループにおいて、当社及び各子会社社長を構成員とする代表者会議を月例で開催しており、各子会社の業務執行の計画、月次の進捗状況等について報告を受け、助言等を行っております。

また、当社内部監査室は、「内部監査実施要項」に基づき、各子会社の内部統制監査を実施し、リスク管理体制の有効性について評価し、その改善を促し、当該結果を当社社長に報告しております。

(4) 監査等委員の職務執行について

当事業年度において監査等委員会を11回開催しており、経営の適法性、コンプライアンスに関して意見交換を行い、取締役の業務執行について厳正な監視を行っております。また、取締役会では、経営の重要事項の決定や業務執行について有益な助言を行っております。

監査等委員会は、四半期ごとに会計監査人から監査、四半期レビューの概況及び結果の報告を受けており、会計監査人との連携を密にして監査を行っております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	8,422,706	流 動 負 債	4,961,933
現金及び預金	2,812,670	買掛金	82,142
委託者未収金	125,334	短期借入金	100,000
売掛金	165,869	1年内返済予定長期借入金	20,400
有価証券	126,297	未払法人税等	27,965
たな卸資産	525,259	預り証拠金	2,240,952
保管有価証券	306,508	受入保証金	2,224,102
差入保証金	3,685,167	その他の流動負債	266,369
委託者先物取引差金	502,162	固 定 負 債	542,412
預託金	42,000	長期借入金	81,000
その他の流動資産	135,812	繰延税金負債	47,500
貸倒引当金	△4,374	退職給付に係る負債	232,085
固 定 資 産	6,198,605	長期未払金	47,391
有 形 固 定 資 産	4,427,990	その他の固定負債	134,436
建物	1,923,342	特 別 法 上 の 準 備 金	31,403
土地	1,942,120	商品取引責任準備金	29,144
その他の有形固定資産	562,527	金融商品取引責任準備金	2,259
無 形 固 定 資 産	86,697	負 債 合 計	5,535,750
ソフトウェア	79,790	純 資 産 の 部	
その他の無形固定資産	6,906	科 目	金 額
投 資 そ の 他 の 資 産	1,683,917	株 主 資 本	7,976,380
投資有価証券	1,188,948	資本金	2,000,000
繰延税金資産	2,877	資本剰余金	888,475
その他の投資	537,133	利益剰余金	5,542,281
貸倒引当金	△45,041	自己株式	△454,376
資 産 合 計	14,621,312	その他の包括利益累計額	75,251
		その他有価証券評価差額金	75,884
		繰延ヘッジ損益	△633
		非支配株主持分	1,033,930
		純 資 産 合 計	9,085,562
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	14,621,312

連結損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営業収益	1,546,803	
受取手数料		
売上買損	△80,832	
売上の営業収益	1,812,574	
その他の営業収益	113,315	3,391,861
売上原価		1,222,482
営業総費用		2,169,379
営業費及び一般管理費	2,497,157	2,497,157
営業外収益		327,778
受取利息	6,442	
受取配当金戻入他	36,081	
倒引当金の	16	
その他	14,432	56,973
営業外費用		
支払戻証券償還	2,253	
有価証券倒損	8,194	
その他	296	
経常損	1,678	12,423
特別利益		283,228
固定資産売却益	7,893	
投資有価証券売却益	23,008	
倒引当金の	2,895	
その他	160	33,957
特別損失		
商品取引責任準備金繰入	630	
金融商品取引責任準備金繰入	1,753	
固定資産売却除却損	1,490	
投資有価証券売却損	11,935	
減損損	1,434	17,244
税金等調整前当期純損失		266,514
法人税、住民税及び事業税	16,738	
法人税等調整額	△719	16,019
当期純損失		282,533
非支配株主に帰属する当期純損失		114,027
親会社株主に帰属する当期純損失		168,506

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2018年4月1日期首残高	2,000,000	888,475	5,734,398	△454,376	8,168,498
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△23,610		△23,610
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失			△168,506		△168,506
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△192,117	—	△192,117
2019年3月31日期末残高	2,000,000	888,475	5,542,281	△454,376	7,976,380

	その他の包括利益累計額			非 支 配 株 主 分 持	純 資 産 計 合
	そ の 他 有 価 値 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
2018年4月1日期首残高	228,276	△1,268	227,007	1,153,411	9,548,917
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△23,610
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失					△168,506
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△152,391	635	△151,756	△119,481	△271,237
連結会計年度中の変動額合計	△152,391	635	△151,756	△119,481	△463,354
2019年3月31日期末残高	75,884	△633	75,251	1,033,930	9,085,562

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,865,673	流 動 負 債	60,201
現金及び預金	1,745,182	1年以内返済予定長期借入金	20,400
売掛金	939	未払金	15,025
有価証券	100,000	未払費用	2,027
前払費用	5,274	未払法人税等	11,284
未収入金	11,999	その他の流動負債	11,463
その他の流動資産	2,770	固 定 負 債	290,937
貸倒引当金	△494	長期借入金	81,000
		繰延税金負債	46,305
		退職給付引当金	17,937
		その他の固定負債	145,693
固 定 資 産	5,932,559	負 債 合 計	351,138
有 形 固 定 資 産	3,448,508	純 資 産 の 部	
建物	1,679,146	科 目	金 額
土地	1,691,698	株 主 資 本	7,342,806
その他の有形固定資産	77,663	資 本 金	2,000,000
投 資 そ の 他 の 資 産	2,484,050	資 本 剰 余 金	887,445
投資有価証券	996,856	資 本 準 備 金	887,445
関係会社株式	1,156,624	利 益 剰 余 金	4,909,737
長期差入保証金	1,750	利 益 準 備 金	360,000
長期貸付金	18,820	そ の 他 利 益 剰 余 金	4,549,737
関係会社長期貸付金	310,000	別 途 積 立 金	4,600,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	△50,262
		自 己 株 式	△454,376
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	104,288
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	104,921
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△633
資 産 合 計	7,798,232	純 資 産 合 計	7,447,094
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	7,798,232

損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営業収益		
売上高	291,915	
関係会社事務代行収益	3,000	
関係会社受取配当金	28,299	323,214
売上原価		160,536
営業総利益		162,678
営業費用		
販売費及び一般管理費	276,856	276,856
営業損失		114,178
営業外収益		
受取利息	4,919	
受取配当金	32,266	
その他	4,179	41,365
営業外費用		
支払利息	1,570	1,570
経常損失		74,383
特別利益		
固定資産売却益	893	
投資有価証券売却益	12,452	13,345
特別損失		
投資有価証券売却損	5,580	
連結納税個別帰属額調整損	12,520	18,100
税引前当期純損失		79,137
法人税、住民税及び事業税		△10,578
当期純損失		68,558

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
					別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
2018年4月1日期首残高	2,000,000	887,445	887,445	360,000	4,670,000	△28,093	5,001,906	△454,376	7,434,976
事業年度中の変動額									
別途積立金の 取 崩					△70,000	70,000			—
剰余金の配当						△23,610	△23,610		△23,610
当期純損失						△68,558	△68,558		△68,558
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	△70,000	△22,169	△92,169	—	△92,169
2019年3月31日期末残高	2,000,000	887,445	887,445	360,000	4,600,000	△50,262	4,909,737	△454,376	7,342,806

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2018年4月1日期首残高	261,400	△1,268	260,131	7,695,107
事業年度中の変動額				
別途積立金の 取 崩				—
剰余金の配当				△23,610
当期純損失				△68,558
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	△156,478	635	△155,842	△155,842
事業年度中の変動額合計	△156,478	635	△155,842	△248,012
2019年3月31日期末残高	104,921	△633	104,288	7,447,094

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月8日

株式会社小林洋行
取締役会御中

至誠清新監査法人

代表社員 業務執行社員 公認会計士 吉村 智明 ⑩

代表社員 業務執行社員 公認会計士 森 脇 淳 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社小林洋行の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社小林洋行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月8日

株式会社小林洋行
取締役会御中

至誠清新監査法人

代表社員 公認会計士 吉村 智明 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 森 脇 淳 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社小林洋行の2018年4月1日から2019年3月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第72期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人至誠清新監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人至誠清新監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月9日

株式会社小林洋行 監査等委員会

監査等委員 霞 信彦 ⑩

監査等委員 加藤周二 ⑩

監査等委員 西田章 ⑩

(注) 監査等委員霞 信彦及び加藤周二並びに西田 章は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 剰余金の処分に関する事項

第72期は繰越利益剰余金が50百万円のマイナスとなりましたが、株主の皆様への安定配当を実施するため、別途積立金取崩しのご承認をお願いするものであります。

① 減少する剰余金の項目とその額

別途積立金 100,000,000円

② 増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 100,000,000円

2. 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識し、今後の事業展開のために必要な内部留保の充実及び業績などを総合的に勘案し、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

これらの基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、次のとおりとさせていただきますと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金2円50銭といたしたいと存じます。また、この場合の配当総額は23,610,995円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月28日といたします。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、すべての取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 （ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	細金成光 <small>ほそがねしげみつ</small> (1963年9月5日)	1991年1月 当社入社 1997年6月 当社取締役 2000年12月 当社常務取締役 2001年12月 当社国際・情報本部長 2003年4月 当社金融事業本部長 2006年6月 当社専務取締役 2007年7月 当社代表取締役専務取締役 2008年6月 当社代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社小林洋行コミュニケーションズ 代表取締役社長 株式会社三新電業社取締役会長 看板資材株式会社取締役	282,828株

候補者番号	氏名 (ふりがな) (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	だいまるなおき 大丸直樹 (1948年7月25日)	2000年4月 株式会社あさひ銀行(現株式会社りそな銀行)より当社に出向 2001年4月 当社執行役員 2001年4月 当社総務部長 2001年10月 当社入社 2002年7月 当社業務本部長 2007年6月 当社取締役 2010年4月 当社総務部長 2013年7月 当社常務取締役(現任) 2015年3月 当社経営企画室長 (重要な兼職の状況) 株式会社三新電業社代表取締役社長 看板資材株式会社代表取締役社長 株式会社フジトミ取締役	16,900株
3	わたなべひろし 渡辺宏 (1960年5月17日)	1984年4月 当社入社 2008年8月 当社経理部長 2015年3月 当社執行役員 2015年3月 当社業務部長(現任) 2015年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社日本ゴルフ倶楽部取締役 株式会社三新電業社監査役 株式会社小林洋行コミュニケーションズ監査役	6,800株
4	たきざわかつゆき 瀧澤克行 (1960年10月1日)	1982年4月 当社入社 2003年7月 当社総務部長代行 2008年7月 当社執行役員 2008年7月 当社CX事業本部長 2010年4月 当社事業部長 2015年3月 株式会社小林洋行コミュニケーションズ取締役 2015年3月 同社統括部長(現任) 2018年6月 同社取締役(現任) 2018年6月 当社取締役(現任) 2018年6月 当社経営企画室長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社小林洋行コミュニケーションズ取締役	7,700株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の選任理由は、次のとおりであります。
- (1) 細金成光氏を取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由は、同氏は長年にわたり当社の代表取締役として、リーダーシップを発揮しており、経営に関して豊富な経験や深い見識を有しております。現在は、当社グループの先導役として当社グループの経営戦略に基づく意見・提言を行っております。また、当社の取締役会においては経営における重要な事項について審議や執行の監督を行っております。上記の理由により、引き続き取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、当社及び当社グループの企業価値向上に寄与することができると判断しております。
- (2) 大丸直樹氏を取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由は、同氏は長年にわたり当社の総務・人事に携わり、また経営企画室長として経営に参画した経験を持つなど、豊富な知識や経営に関する幅広い見識を有しております。現在は、グループ会社の取締役として当社グループの経営戦略に基づく意見・提言を行っております。また、当社の取締役会においては経営における重要な事項について審議や執行の監督を行っております。上記の理由により、引き続き取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、当社及び当社グループの企業価値向上に寄与することができると判断しております。
- (3) 渡辺 宏氏を取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由は、同氏は長年にわたり当社の経理・財務に携わり当社の財務に精通していることから、当社及び当社グループ全体の財務状況を把握しており、当社及び当社グループの課題等に意見・提言を行っております。現在は、業務部長として総務・経理等を取り仕切っており、当社の取締役会においては経営における重要な事項について立案、審議及び執行の監督を行っております。上記の理由により、引き続き取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、当社及び当社グループの企業価値向上に寄与することができると判断しております。
- (4) 瀧澤克行氏を取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由は、同氏は長年にわたり当社の総務・人事に携わり、また執行役員本部長として事業部門を牽引した経験を持つなど、当社において幅広い経験を有しております。現在は、経営企画室長として経営に参画しているほか、当社グループ会社の株式会社小林洋行コミュニケーションズの取締役統括部長として同社の事業活動を牽引しております。当社の取締役会においては内面と外面との二極方面から、経営における重要な事項について立案、審議及び執行の監督を行っております。上記の理由により、引き続き取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、当社及び当社グループの企業価値向上に寄与することができると判断しております。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2018年6月28日開催の第71回定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任された佐野友昭氏の選任の効力は、本総会の開始の時までとされており、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

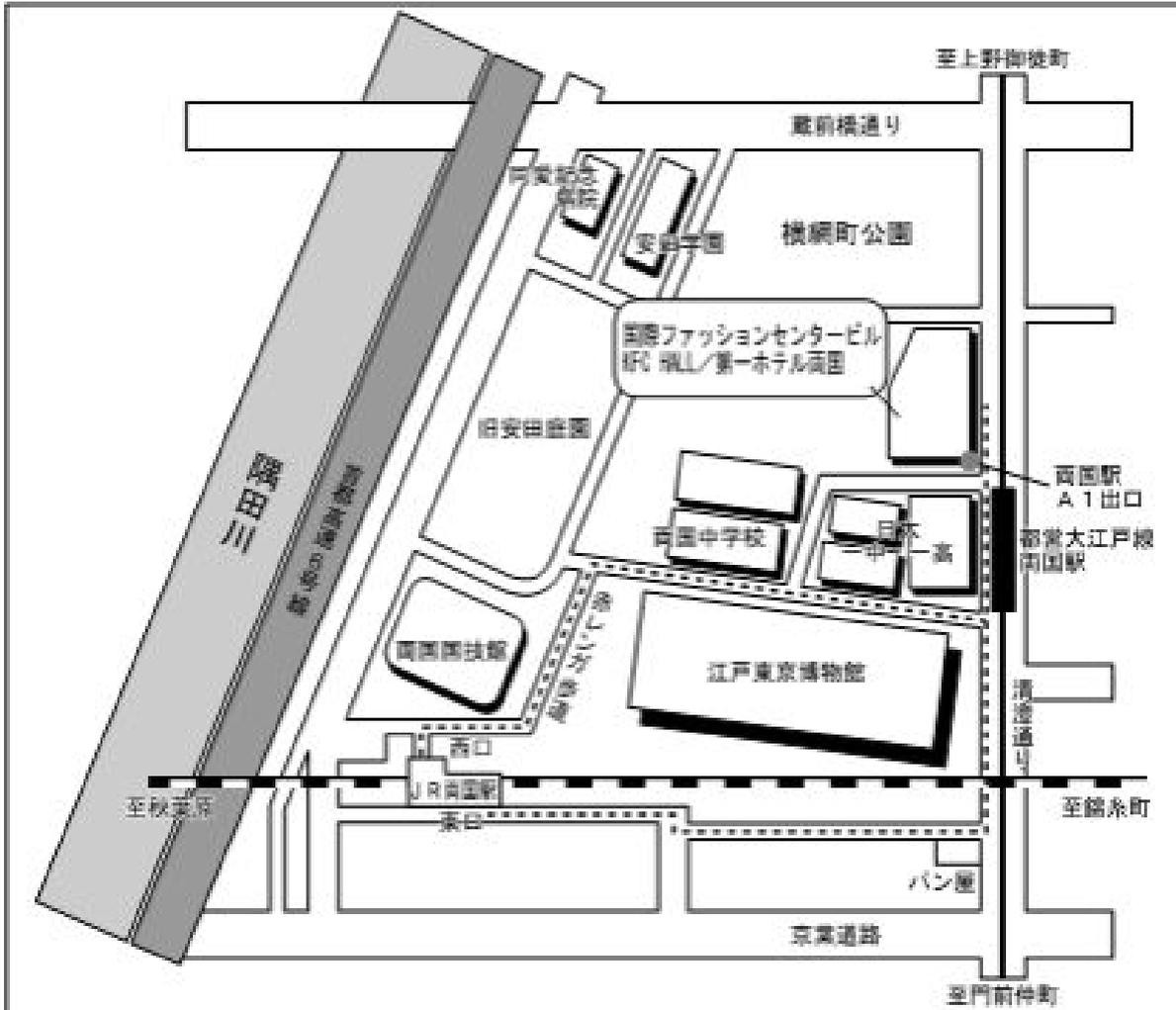
氏名 （ふりがな） （生年月日）	略歴 （重要な兼職の状況）	所有する当社の 株式数
さのともあき 佐野友昭 （1949年1月27日）	1972年4月 株式会社協和銀行（現 株式会社りそな銀行）入行 2002年6月 株式会社あさひ銀行（現 株式会社りそな銀行） 取締役兼常務執行役員 2003年8月 共同抵当証券株式会社 代表取締役社長 2004年2月 三平建設株式会社社外監査役 2004年6月 株式会社日刊工業新聞社専務取締役 2009年3月 新三平建設株式会社社外監査役 2018年2月 株式会社S-NKGBS社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社S-NKGBS社外監査役	—

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 佐野友昭氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
 3. 佐野友昭氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、銀行員として長年培ってきた識見や知識及び取締役として企業経営に携わった経験を当社の経営に反映していただくことを期待したためであります。上記の理由により、社外取締役に就任した場合には、監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
 4. 佐野友昭氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都墨田区横網一丁目6番1号
KFCビル（3階 KFC Hall Annex）
（国際ファッションセンター）
電話（03）5610-5801



○交通

- ・地下鉄大江戸線……両国駅下車「A1」出入口に直結。
- ・JR総武線……両国駅下車

東口改札より改札出て左折。線路沿い直進し、つきあたり（清澄通り）を左折。徒歩約7分。
西口改札より両国国技館・江戸東京博物館の間の歩行者道路（赤レンガ）に沿って徒歩約7分。

